

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会正会員規定

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会定款 第6条・第7条・第8条・第9条・第10条及び第11条により次のように定める。

(会員の資格)

第1条 当法人の正会員の資格は下記の通りとする。

(1) 葉酸と母子の健康を考える会の事業及び正会員の葉酸強化たまご戦略に賛同し鶏卵を販売する個人・及び団体

(2) 葉酸と母子の健康を考える会の事業に賛同し加工食品を製造・販売する個人及び団体

(3) 葉酸と母子の健康を考える会の事業及び正会員の葉酸強化たまご戦略に賛同し、飼料を製造・販売する個人及び団体

(入会の申込)

第2条 当法人の正会員になろうとする者は、設立時社員の推薦を得た上で、正会員入会申込書により申込をし、代表理事の承認を受けて入会するものとする。

(変更の届出)

第3条 前条の正会員入会申込書の記載事項について、会員の住所、社名、代表者名など記載事項に変更を生じた場合は、正会員変更届を遅滞なく当法人に届けなければならない。

(会費)

第4条 正会員は、年会費として50万円/口を5口以上(口数の上限は制限しない)を原則前納するものとする。

2 正会員がその年度の7月から12月の間に入会した場合は、希望により年額の半額とすることができる。

(退会)

第5条 正会員が当法人を退会しようとするときは、正退会届を代表理事に提出しなければならない。

2 退会にあたり、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 団体の場合、その団体が解散したとき。

(2) 個人の場合、本人が死亡したとき。

(3) 会費を 3 年以上納入しないとき。

(権利)

第 7 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員として社員総会に出席して 1 個の表決権を行使することができる。

第 8 条 正会員は、理事の選挙権および被選挙権を有する。

第 9 条 正会員は、別途「推奨マーク承認規定」の定める葉酸と母子の健康を考える会の推奨マークを使用することができる。

(会員譲渡の禁止)

第 10 条 会員として有する権利を名義変更などにより第三者に譲渡することはできないものとする。

(雑則)

第 11 条 本規定の変更は役員会の承認を得なければならない。

附 則

本規定は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。